

務	00	01	5年
(令和12年3月末まで保存)			

交 企 第 4 7 0 号
令 和 7 年 3 月 2 6 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県道路交通規則及び青森県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則の制定について

この度、青森県道路交通規則及び青森県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則（令和7年3月青森県公安委員会規則第7号）が別添のとおり制定された。

制定の理由及び内容は下記のとおりであるから、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 制定の理由

安全運転管理者又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）の届出をされた際に交付する安全運転管理者証又は副安全運転管理者証（以下「安全運転管理者証等」という。）を廃止し、業務の合理化・効率化を図るため制定されたものである。

2 制定の内容

- (1) 青森県道路交通規則（平成10年9月青森県公安委員会規則第7号）関係
 - ア 安全運転管理者証等の交付規定及び様式が削除された。（第18条関係）
 - イ 安全運転管理者等講習を修了した者に対し、「安全運転管理者等講習受講証明書」（別記様式第17号の2）を交付することとした。（第21条第2項関係）
- (2) 青森県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年5月青森県公安委員会規則第7号）関係
 - ア 自動車運転代行業の安全運転管理者証等の交付規定及び様式が削除された。（第4条関係）
 - イ 上記(1)の改正に伴い、青森県道路交通規則の自動車運転代行業者に係る読み替え箇所の規定が一部削除された。

3 施行期日

令和7年4月1日

担当：交通企画課交通安全対策第二係

青森県道路交通規則及び青森県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十六日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

青森県公安委員会規則第七号

青森県道路交通規則及び青森県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則

(青森県道路交通規則の一部改正)

第一条 青森県道路交通規則(平成十年九月青森県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分にこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

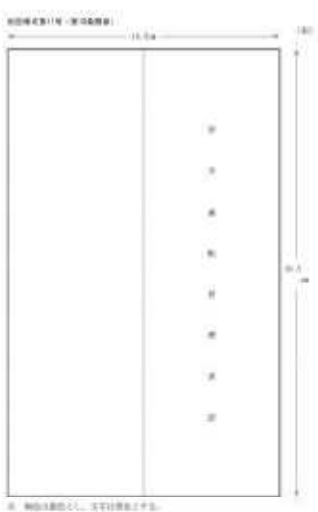
改正後	改正前
<p>第十八条 削除</p>	<p>(安全運転管理者証等の交付)</p> <p>第十八条 公安委員会は、前条第一項の選任の届出があつた場合において、その者が施行規則第九条の九第一項又は第二項に規定する要件を備えているときは、安全運転管理者証(別記様式第十一号)又は副安全運転管理者証(別記様式第十二号)を交付するものとする。</p> <p>(安全運転管理者等講習)</p> <p>第二十一条 「同上」</p> <p>2 公安委員会は、安全運転管理者等に対する講習を修了した者に対し、第十八条の安全運転管理者証又は副</p>
<p>(安全運転管理者等講習)</p> <p>第二十一条 「略」</p> <p>2 公安委員会は、安全運転管理者等に対する講習を修了した者に対し、安全運転管理者等講習受講証明書(</p>	

別記様式第十七号の(二)を交付するものとする。

別記様式第十一号 削除

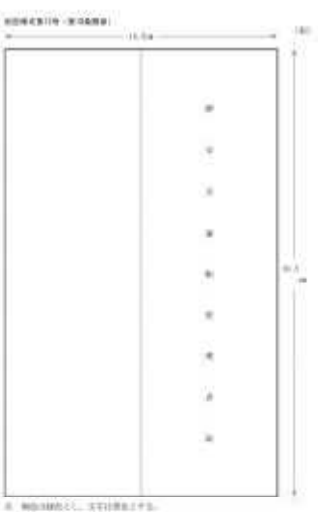
安全運転管理者証に受講証明印を押し印するものとする。

別記様式第十一号



別記様式第十二号 削除

別記様式第十二号



改 正 後	改 正 前
(安全運転管理者証等の交付)	

後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正(以下「対象規定」という。)


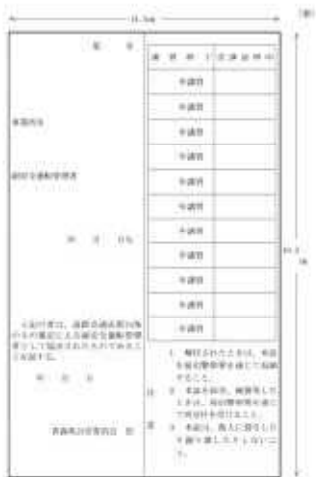
則(平成十四年五月青森県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正(以下「対象規定」という。)

正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

第二条 青森県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成十四年五月青森県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

(青森県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正)

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> 	<p>別記様式第十七号の二</p> <p>「様式を加える。」</p> 
---	---

「条を削る。」

第四条 公安委員会は、運転代行業法

第五条第一項に規定する申請書を受理した場合において、当該申請書に係る安全運転管理者等が自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の読替えに関する内閣府令（平成十四年内閣府令第三十五号）により読み替えて適用される道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第九条の九第一項又は第二項に規定する要件を備えているときは、安全運転管理者証（別記様式第一号）又は副安全運転管理者証（別記様式第二号）を交付するものとする。

（青森県道路交通規則の規定の読替

え適用）

第五条 「同上」

（青森県道路交通規則の規定の読替
え適用）

第四条 運転代行業法第二条第二号に規

定する自動車運転代行業者についての青森県道路交通規則（平成十年九月青森県公安委員会規則第七号）の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える 読み替えら 読み替える字

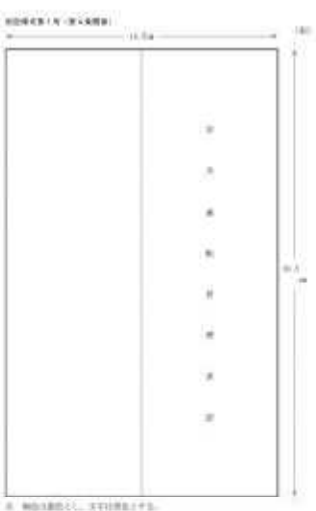
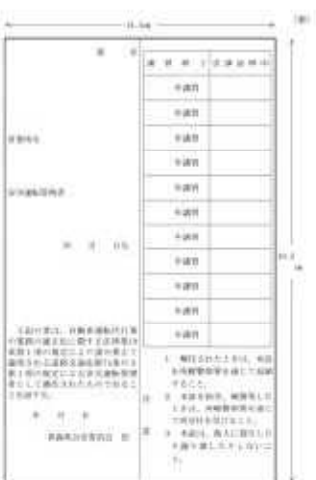
読み替える 読み替えら 読み替える字

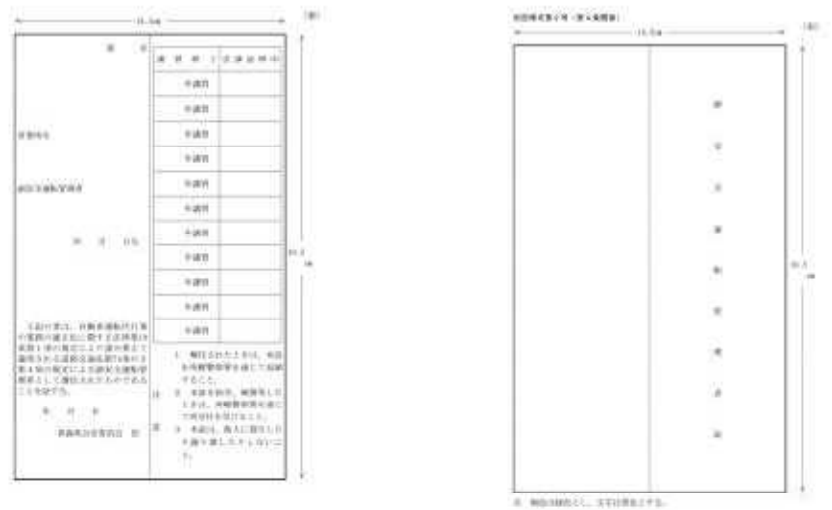
規定	「略」
	「略」
	「略」

別記様式第一号 削除

規定	「同上」	第二十条第 二項
れる字句	「同上」	第十八条の 安全運転管 理者証又は 副安全運 転 管理者証
句	「同上」	青森県公安委 員会規則第四 条の安全運 転 管理者証又は 副安全運 転 管理者証

別記様式第一号



備考 表中の「」の記載は注記である。	
附 則	 <p>The diagram shows two versions of a document layout. The left version is a detailed form with a header, a table with 10 rows, and a footer. The right version is a simplified layout with a header and a vertical list of items. Dimensions are indicated with arrows and numbers: 11.5cm for width and 18cm for height. Annotations include '印刷用紙(縦×横) 11.5cm' and '印刷用紙(縦×横) 18cm'.</p>

この規則は、令和七年四月一日から施行する。